

平成24年11月30日

第2回水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格並びに農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の確認等の原案作成委員会の議事概要

第1 開催日時及び場所等

- 1 日 時：平成24年11月15日（木）10：00～12：35
- 2 場 所：独立行政法人農林水産消費安全技術センター 研修室
さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎検査棟7階
- 3 出席委員：委員13名中10名（栗生委員、小倉委員、関委員、田所委員、玉井委員、當房委員、土橋委員、平川委員、淵上委員、山根委員）が出席
- 4 委員長：田所忠弘
- 5 意見陳述及び傍聴を希望する者を公募したところ、意見陳述を希望する者はなく、傍聴を希望する者は2名であった。委員長が特に必要と認めた者として1名（農林水産省消費・安全局表示・規格課 越野課長補佐）が出席していることが報告された。

第2 議事概要

○水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格並びに農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格の確認、改正及び廃止について

事務局から改正案（資料4及び資料5）及び水産物缶詰及び水産物瓶詰のJAS規格の製造及び品質管理への利用状況について報告した後、第1回の原案作成委員会で提案された議題について検討した。

- ①水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の位置付けの可否について
- ②「異物」
- ③「内容量」
- ④たけのこ大型缶詰の一括表示事項のポイント数の規定
- ⑤「食品添加物」

その結果、①については、「標準規格」として位置付けることが適当である旨、議決した。②及び④については、削除すること、③については、改正しないことを議決した。⑤については、文章の表現を検討した上で、改正することを議決した。また、現行規格の記述について常用漢字に変更することを議決した。

第3 会議における主な個々の意見（要旨）

1 水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格の性格の明確化に関する意見

- ・水産物缶詰及び水産物瓶詰については、JASマークが付いているものは確かに少ないが、JAS規格は日常の生産管理の基準などにおいて利用している。輸入原料では、魚種の判断基準としてJAS規格を利用している。
- ・ほとんどの工場で生産管理の一つとして行われている翌日開缶検査においても、旧JAS規格の点数制が利用されており、客観性、再現性、公平性が確保され

た形となっている。この検査は輸入品においても国内製品と同じ品質を維持するために行われている。また、輸入原料について、JAS規格では魚種などの定義が定められているので、確かな原料を確保するための業界の指導に利用している。業界の自主基準と国の法令として定められているのでは重みが全く異なる。安くても最低限の品質のものを提供するためには国の法令が必要と考えている。

- ・ 製造業者に利用されているということ、特に缶詰は外から見えないということもあり、残すことに賛成。ただし、見直しの基準に「普及すべき標準規格を残す」とあることから、製造業者に対し格付を行うことをもっと普及すべきだと考える。また、缶詰に限らず全てに言えることだが、JAS規格は任意の規格なので、利用率や格付率が低いとなくなってしまうが、定義がなくなってしまうことは問題と考える。
- ・ 規格として、残すことには納得した。これからの標準規格の存在価値として、直接、消費者にではなく、製造や流通で利用されるということで、結局は消費者のためになるということも、今後の一つの標準規格の存続の方向性だと思う。
- ・ 日常の生産管理で利用されている実態、個別の品質表示基準がない缶詰では定義の面である程度の歯止め利用されているということで、標準規格として位置付けると判断してもよいと考える。

2 食品添加物に関する意見

- ・ 食品添加物自体、消費者に好まれていないことは業界でも理解されており、食品添加物自体高価なので、今後、規格が改正されたとしても缶詰業界では乱用されることはないと考えている。
- ・ 情報伝達の部分について、缶詰は表面積が小さいので最低限の必要事項しか書き込めないが、インターネットや相談窓口の利用などを考えている。また、製造業者としてもこの表現で消費者の望む「必要最小限」の食品添加物の使用とできるのかどうか疑問に思っている。
- ・ 文章の部分で「欺瞞しない程度」とあるが、欺瞞しない程度は魅力を付与する方へのみかかるように規定してほしい。また、第2項の消費者への情報伝達について、消費者の「最小限」の基準と製造業者の「最小限」の基準は異なると考えている。

今までは食品添加物の種類については消費者と製造業者が一つ一つ検討してきたが、今後、消費者の意見はどこで聞いてもらえるのか。使用者である消費者が立案の段階で入っていないことはおかしいと思う。

- ・ 今回の改正についてはかなり心配している。具体的ではない表現であり、取り方が難しい。今以上に製造業者の主張が重要視、尊重されるのではないかと危惧している。その点を担保する仕組みや基準を作るようだが、どのような基準ができるのか、消費者にもしっかり教えてほしい。
- ・ この改正の方向性でいくという流れについては理解している。ただ、食品企業は中小企業が多く、特に小規模の事業者で、この情報提供の仕方に対応可能かどうか危惧される。

- 一つの作業を進行していく上で、皆が満足する結論を出すことは現実的には難しい。農林水産省、製造業者、FAMICは消費者の意見を聞く機会をできるだけ設ける努力をし、意見を反映させていくことで、より良いものができると考えている。

以上

(事務局作成)